

台風時における生徒の登下校と給食について

○ 「暴風警報」および「特別警報」が次の地域に発令された場合の取り扱い

「愛知県全域」または「愛知県西部」または「西三河南部」または「碧南市」

1 登校について

①始業時刻(8:15)の2時間前(6:15)までに暴風警報が解除された場合

→ 平常通りの授業を行います。

②始業時刻(8:15)の2時間前(6:15)から午前11時まで暴風警報が解除された場合

→ 解除後2時間を経て授業を行いますので、その時刻までに登校させてください。

※①②の場合でも、道路の冠水、河川の増水等により、登校が危険な場合は、登校しなくてもよい。

③午前11時を過ぎてから暴風警報が解除されるか、引き続き解除されない場合

→ 当日の授業は中止、臨時休校とします。

④特別警報が出ていれば自宅待機となります。

特別警報が解除された場合、碧南市教育委員会が安全を確認し、登校時刻を決めて指示します。(学校メール等を通しての連絡となります。)

2 下校について

生徒の登校後に、上記の地域に暴風警報および特別警報が発令された場合は、安全を十分に確認した後、すみやかに下校させます。下校に際して危険が予見される場合は、学校で待機することもあります。

3 給食について

給食の実施または中止は、碧南市教育委員会学校教育課の指示により決めます。

台風の進路予想に基づいて、前日に翌日の給食中止を決断する場合があります。その場合、生徒を通じてプリントでご家庭にお知らせします。

4 その他

これらに関する情報は、随時、学校メールで連絡いたします。